

提 案 す る 諸 条 例 等 の 制 定 要 旨

議案第57号 南あわじ市職員の育児休業等に関する条例及び南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）が令和7年10月1日に施行され、仕事と生活の両立支援を目的として部分休業の取得パターンの多様化及び仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の措置が講じられることから、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和7年10月1日外と定めています。

議案第58号 南あわじ市議会議員及び南あわじ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、最近の物価変動等から国政選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額が、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号）において引き上げられたことに伴い、市の選挙における限度額を国の基準に合わせて引き上げるため所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からと定めています。

議案第59号 南あわじ市淡路鳴門岬公園開発基金条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、本条例において引用する施設名称等を変更するため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和7年10月1日と定めています。

議案第60号 南あわじ市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づき実施する本市印鑑登録システム等の標準化に伴い、性の多様性に配慮することを目的として、印鑑登録原票の登録事項から性別を削除するため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和7年11月17日と定めています。

議案第 6 1 号 南あわじ市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、令和 6 年に発生した能登半島地震により、被災地での排水設備等の復旧が遅れたことから、国から発出された下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 2 5 条に基づき下水道管理者において制定する条例に係る技術的助言の内容を踏まえ、災害その他非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた指定工事店に排水設備等の工事を行わせることができるようにするため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からと定めています。